

18歳以上均等割について

令和7年度第5回
流山市国民健康保険運営協議会
資料1

(1) 18歳以上均等割が 無い 場合

子育て世帯

例) 父母と
子3人の世帯

18歳以上の被保険者

父	所得割	均等割
母	所得割	均等割



例) 18歳以上
単身世帯

所得割 均等割



18歳未満被保険者の被保険者

第1子 均等割	第2子 均等割	第3子 均等割
1,700円	1,700円	1,700円

負担増

子育て世代にとって、
子どもの数だけ負担が
増える仕組み



↓
子ども・子育て支援
金の趣旨と矛盾する

負担なし

※均等割は7・5・2軽減が適用されない場合の金額

その他

(2) 18歳以上均等割が 有る 場合

子育て世帯

例) 父母と
子3人の世帯

18歳以上の被保険者

父	所得割	均等割	18歳以上 均等割
母	所得割	均等割	18歳以上 均等割

全ての18歳以上
被保険者で負担

例) 18歳以上
単身世帯

所得割	均等割	18歳以上 均等割
		⋮

18歳未満被保険者の被保険者

第1子 均等割	第2子 均等割	第3子 均等割
⋮	⋮	⋮

「全ての18歳未満の流山市被保険者の均等割総額」を、
「全ての18歳以上被保険者で負担する」仕組みへ

→ 子どもがいる世帯の拠出額を抑える仕組み
● こども1人に通常の均等割が賦課される場合
より負担が低い
● 子どもの数に応じて負担が増えない

その他